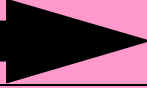


新規受注工事の現場代理人と既受注工事の配置者との兼務の是非

新しく受注した工事の現場代理人において、既に受注済み工事の配置者（現場代理人又は主任技術者）と兼務しようとする場合の是非は下記の表のとおりとなります。


(1) 兼務する工事の一方が稼動していない場合【要領第3条第1項第1号】

ア. 工事の全部の施工を一時中止している期間中に、兼務しようとする工事が完成する見込みである場合

兼務しようとする 既に受注済み工事の 配置者	既に受注済み工事の進捗状況 				
	現場施工着手までの 期間	工事中		「工事完成届」が提出 されてから、検査まで の期間	検査が終了し、事務手 続、後片付け等のみが 残っている期間
		工事を全面的に一時 中止している期間			
現場代理人	○	×	○	○	○
専任を要しない 主任技術者	○	○	○	○	○
専任を要する 主任技術者	○	×	○	×	○

↑ 要領第3条第1項第1
号ア(ア)の期間

イ. 兼務しようとする工事と作業期間が重複せず、かつ、工事現場の保全等の観点から発注者が支障がないと認める場合


兼務しようとする 既に受注済み工事の 配置者	既に受注済み工事の進捗状況 				
	現場施工着手までの 期間	工事中 (作業期間が重複)		「工事完成届」が提出 されてから、検査まで の期間	検査が終了し、事務手 続、後片付け等のみが 残っている期間
		作業期間が重複して いない期間			
現場代理人	○	×	○	○	○
専任を要しない 主任技術者	○	○	○	○	○
専任を要する 主任技術者	○	×	×	×	○

↑ 要領第3条第1項第1
号ア(イ)の期間

<現場代理人の兼務の条件>

1. 兼務が可能な工事は、原則として宮崎市(上下水道局を含む。)の発注工事とする。ただし、国、県又は他市町村の発注工事について、当該国等が兼務を認めており、かつ、発注者が支障がないと認める場合は、この限りでない。
2. 監督員等と現場代理人が携帯電話等により常時連絡が取れることとし、監督員等が指示した場合は、速やかに現場代理人が当該工事現場へ向かうこと。
3. 作業等が実施されておらず、現場代理人が常駐していない場合であっても、工事現場で事故等が発生することのないよう必要な措置を講ずること。
4. おおむね1時間以内に当該工事現場に戻ることできる範囲内に他の工事現場があること。


(2) 兼務する工事の両方が稼働している場合【要領第3条第1項第2号】

兼務しようとする 既に受注済み工事の 配置者	既に受注済み工事の進捗状況 					
	現場施工着手までの 期間	工事中			「工事完成届」が提出 されてから、検査まで の期間	検査が終了し、事務手 続、後片付け等のみが 残っている期間
		工事を全面的に一時 中止している期間	作業期間が重複してい ない期間			
現場代理人	○	○	○	○	○	○
専任を要しない 主任技術者	○	○	○	○	○	○
専任を要する 主任技術者	○	×	○	×	×	○

<現場代理人の兼務の条件>

1. 兼務が可能な工事は、原則として宮崎市(上下水道局を含む。)の発注工事とする。ただし、国、県又は他市町村の発注工事について、当該国等が兼務を認めており、かつ、発注者が支障がないと認める場合は、この限りでない。
2. 宮崎市の発注工事にあつては、その当初設計金額が1,600万円未満であること。
3. 兼務が可能な工事は、2件であること。
4. 監督員等と現場代理人が携帯電話等により常時連絡が取れることとし、監督員等が指示した場合は、速やかに現場代理人が当該工事現場へ向かうこと。
5. 兼務が可能な工事は、工事現場の相互の距離がおおむね10キロメートル以内であること。
6. 現場代理人は、必ず兼務している工事のいずれか一方の工事現場に常駐するものとし、他の工事現場についても1日1回以上巡回し、現場管理等にあたること。
7. 現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係にあること。

(3) 隣接現場である場合【要領第3条第1項第3号】

兼務しようとする 既に受注済み工事の 配置者	既に受注済み工事の進捗状況 				
	現場施工着手までの 期間	工事中		「工事完成届」が提出 されてから、検査まで の期間	検査が終了し、事務手 続、後片付け等のみが 残っている期間
		工事を全面的に一時 中止している期間			
現場代理人	○	○	○	○	○
専任を要しない 主任技術者	○	○	○	○	○
専任を要する 主任技術者	○	×	○	×	○

<現場代理人の兼務の条件>

1. 宮崎市(上下水道局を含む。)の発注工事であること。
2. 兼務が可能な工事は、2件であること。
3. 監督員等と現場代理人が携帯電話等により常時連絡が取れることとし、監督員等が指示した場合は、速やかに現場代理人が当該工事現場へ向かうこと。
4. 作業等が実施されておらず、現場代理人が常駐していない場合であっても、工事現場で事故等が発生することのないよう必要な措置を講ずること。